令和６年度　新井中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年４月１日策定

（１）いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

②いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

・いじめは、すべての生徒に関係する問題であり、学校教育全般を通じてその防止に取り組む必要がある。
・いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する課題ととらえ、学校・保護者・地域・関係機関が相互に協力して対応する必要がある。
・いじめ防止等の対策を行うにあたっては、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識して行っていく必要がある。

（２）学校いじめ防止対策委員会の設置

いじめの未然防止、早期発見・事案対処、取組の検証等のために次の委員会を設置する。

①対策委員会の構成員

【いじめ防止対策委員会】
○学校長　○副校長　○教務主任　○生徒指導専任　○各学年主任　○養護教諭　○主幹教諭

【拡大いじめ防止対策委員会】いじめ防止対策委員会に次のメンバーを加えて、開催する。
○当該生徒担任　○関係生徒担任　○生徒指導・特別支援部長　○人権教育推進担当

【いじめ防止対策特別委員会】状況に応じ、拡大いじめ防止対策委員会に次のメンバーを加えて、適宜開催する。
○学校カウンセラー
○西部学校教育事務所担当指導主事及びＳＳＷ
○その他必要と考えられる関係機関担当者

②委員会の運営

いじめ防止対策委員会を常設し、月１回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。必要に応じて拡大いじめ防止対策委員会を開催する。

校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

◇未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

◇早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報窓口の設置

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

◇取組の検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

・学校いじめ防止基本方針が学校実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む）

（３）いじめの未然防止、早期発見、事案対処

①いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえて、次のような取組を進めます。

・生徒同士が心を通い合わすことができるよう、コミュニケーション能力を育みます。

・規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団作りを行います。

・人権教育、道徳教育を一層推進し、生徒がいじめを自らの問題として考え、多様性を認め合うことができるように、生徒一人ひとりの豊かな心を育みます。

・教職員の言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払って教育活動を行います。

②いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いをもって、いじめを積極的に認知するため、次のような取組を進めます。

・日頃からの生徒の丁寧な見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が相談しやすい学校を作ります。

・教育相談アンケートや生活点検アンケート、Ｙ－Ｐアセスメント等のアンケート調査を、年間を通して計画的に実施し、生徒の心身の変化に気づくことができるよう、全教職員の意識を高めます。

・職員間で生徒に関する情報共有を密に行い、全教職員で生徒を見守ることができる職員体制を作ります。また、保護者への連絡を密に行い、家庭での様子を聞きながら、連携していじめの早期発見に努めます。

・インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と相談・連携して早期発見・早期対応に努めます。また、情報モラル教育の推進による生徒の意識の向上及び保護者への啓発に努めます。

③いじめに対する措置

いじめの疑いがあった段階で、情報共有と組織的対応、支援・指導を行う。教職員は、些細な兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て学校いじめ防止対策委員会に報告・相談する。そして、学校が組織的に対応するために、次のような取組を行います。

・各学年で密に情報の共有を行います。学年の生徒指導・特別支援担当及び学年主任は情報を集約し、生徒指導・特別支援部会及びいじめ防止対策委員会に報告・相談し、組織的な対応を徹底していきます。いじめ防止対策委員会では、各学年からの情報を共有し、管理職のリーダーシップの下、対応方針を決定し、正確な事実関係の把握に努めます。同時に、当該生徒・保護者の支援並びに、関係生徒・保護者への指導・支援を迅速かつ丁寧に進めていきます。

・状況によっては、警察署等関係機関との連携を図り、当該生徒・保護者の支援並びに、関係生徒・保護者への指導・支援を行います。

④いじめの解消

いじめの解消に至るまでの支援を次のような取組で行います。

≪いじめ解消の要件≫

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

①いじめの行為が少なくとも３カ月（目安）止んでいること

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

・いじめの解消に至るまで、教職員の丁寧な見守りや教育相談等での心のケア、学習支援や登校支援など、保護者と相談しながら継続的な支援を行います。

・一定期間の見守りの後、当該生徒及び保護者に面談等で解消具合の確認を行います。

・いじめの解消に至った後も、教職員の見守りを続け、保護者と相談しながら、継続的な支援を行います。

⑤教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修やいじめに関連する法についての理解を行うための研修を次のように行います。

・一人ひとりの生徒をより深く見つめるための、生徒理解研修を一層充実させていきます。

・「いじめ」根絶横浜メソッド等を用いて、いじめの防止や対応について研修を深めます。

⑥学校運営協議会等の意見、情報

学校運営協議会や新井中学校区学校・家庭・地域連携事業等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働するために、次のような取組を行います。

・学校運営協議会や新井中学校区学校・家庭・地域連携事業の場で、地域との情報共有を行い、学校と地域が連携して生徒を見守る体制を作ります。

・学校が抱える課題やいじめの問題等を新井中学校区学校・家庭・地域連携事業の場で保護者や地域と共有し、連携して生徒を見守る体制を作ります。

・学校いじめ防止基本方針（案）を、「学校運営協議会」で提示し、意見交換や検討を行い、保護者や地域の意見が反映された学校いじめ防止基本方針を作成します。

⑦取組の年間計画

月	取組	形式等	通年の取組
４月	生徒理解研修① ネット安全教育 教育相談① Ｙ－Ｐアセスメント実施	職員研修 関係機関による講演 アンケート・相談 アンケート	教育相談 いじめ防止対策委員会 拡大いじめ防止対策委員会（臨時） いじめ対策特別委員会（臨時） 子ども主体のいじめ未然防止の取組 生徒理解のための情報共有 ↓
５月	いじめ早期発見のための生活アンケート（記名式）	アンケート	
６月	生活点検アンケート① 校区小学校との情報共有 学校運営協議会	アンケート	
７月	三者面談 地区懇談会 ブロックこども会議①		
８月	生徒理解研修② ブロックこども会議② 区子ども会議	職員研修	
９月	教育相談②	アンケート・相談	
１０月	Ｙ－Ｐアセスメント実施 学校運営協議会	アンケート	
１１月	三者面談（３年生） 生活点検アンケート② 人権研修会	アンケート 職員研修 関係機関による講演	
１２月	いじめ解決アンケート いじめ解決キャンペーン 三者面談	アンケート	
１月			
２月	生活点検アンケート③ 学校運営協議会	アンケート	
３月	校区小学校との情報共有		

※「Ｙ－Ｐアセスメント」「生活点検アンケート」の結果や日常の生徒の様子を見て、随時教育相談を行います。

（４）重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第２８条第１項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第１号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第２号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

（５）いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年１回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（ＰＤＣＡサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。基本方針の改定があれば再公表を行う。